

静岡市市民活動促進協議会公募委員応募要領

市民活動（NPO活動やボランティア活動等）を促進し、市民自治によるまちづくりを実現することを目的として、「静岡市市民活動の促進に関する条例」に基づき設置する静岡市市民活動促進協議会の委員の一部を市民の皆さんから公募いたします。

【静岡市市民活動促進協議会について】

活動内容	（仮称）静岡市市民活動促進基本計画の策定や（仮称）静岡市市民活動センターの設置に関することについて、ご意見をお伺いします。会議は、1年間に7回程度（平日）を予定しています。
委員構成	学識経験者、市民活動団体の代表者、公募により選ばれた市民など12人以内で構成します。
任 期	平成19年6月から平成21年3月まで
委員謝金	出席1回につき、11,500円

【応募要領】

1 応募資格

(1)から(4)のすべてのいずれにもあてはまる人。なお、本市では、審議会等の委員を5機関以上の委員を兼ねることはできません。

- (1) 年齢が20歳以上（平成19年6月1日現在）で、下記のいずれかにあてはまる個人
市内に居住、通学又は通勤する個人
市内において事業を行い、又は活動を行う個人
- (2) 1年7回程度の会議に出席できる見込みのある人
- (3) 本市の職員（職員に準ずる者も含む。）又は市議会議員でない人

2 募集人員 若干名

3 応募方法

(1) 提出書類

静岡市市民活動促進協議会委員公募申込書（別添様式）

小論文

- ・ テーマ 「これからの市民協働によるまちづくり」
 - ・ 字数 800字程度（書式は自由。ただし、用紙はA4判としてください。）
 - ・ 返却 提出された論文は返却いたしません。
- (2) 提出先 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市役所 市民生活課 総務担当（市役所新館15階）
郵送可、ただし提出期限には必着のこと
- (3) 提出期限 平成19年5月15日（火）必着

裏面もあります

4 選考方法

第1次選考（書類選考）及び第2次選考（面接選考）で決定します。
ただし、応募者が8人を超える場合は、第1次選考で8人を選抜します。

(1) 第1次選考（書類選考）

選考方法 申込書、小論文について審査し選考します。

結果通知 結果については、応募者全員に郵送で通知します。

(2) 第2次選考（面接選考）

通知方法 面接の日時、場所については第1次選考の結果通知でお知らせします。
（5月29日（火）頃を予定）

選考方法 第1次選考の合格者について、面接により選考します。

結果通知 結果については6月上旬頃に、面接した人全員に郵送で通知します。

5 問い合わせ先 静岡市役所 市民生活課 総務担当

TEL 054 - 221 - 1265